

都立目黒高等学校同窓会会則

制定 昭和 9年 6月 改定 平成 5年 9月
改定 昭和53年 5月 ” 平成10年 9月
” 昭和59年 9月 ” 平成20年 10月
” 平成元年 9月

第1章 総則

第1条 本会は東京都立目黒高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は事務局を東京都目黒区祐天寺2丁目7番15号、東京都立目黒高等学校(以下母校と称す)内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び同窓会報などの発行。
- (2) 各種会合の開催。
- (3) 母校の事業活動の援助。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 目黒村立実科高等女学校、目黒町立実科高等女学校、目黒町立目黒高等女学校、東京市立目黒高等女学校、東京都立目黒高等女学校及び併設中学校、並びに東京都立目黒高等学校(以上総称して母校と称す)の卒業者
- (2) 準会員 母校の中退者で入会を希望し、役員会の承認を得た者。
- (3) 特別会員 母校の現教職員及び旧職員
- (4) 推薦会員 同窓会及び母校の発展に特別に寄与した者で役員会の推薦を得て総会で承認された者。

第4章 役員

第6条 本会は次の役員をおく

- (1) 会長 1名 正会員より選出する。
- (2) 副会長 5名以内 正会員より選出する。
- (3) 理事 12名以内 正会員より選出する。
- (4) 会計 2名 理事のうち2名がこれにあたる。
- (5) 常任理事 1名 理事のうち1名がこれにあたる。
- (6) 会計監査 2名 正会員より選出する。
- (7) 幹事 正会員の同一卒業年度より2名ずつ学年幹事を選出する。
- (8) 名誉会長 1名以上 母校校長及び同窓会活動に功績顕著な者を推す。
- (9) 名誉副会長 2名 母校教頭及び事務長を推す。
- (10) 顧問 若干名 特別会員、推薦会員及び正会員より会長が委嘱する。

第7条 役員は総会で承認を受けなければならない。各役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

第8条 本会の役員は次の各任務にあたる。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその代行をする。
- (3) 理事は本会の会務一般にあたる。
- (4) 会計は本会の財務収支を処理し、決算にあたる。
- (5) 常任理事は本会の庶務並びに名簿管理等一般事務を統括する。
- (6) 会計監査は本会の会計監査をする。
- (7) 幹事は本会の会務遂行のため、各卒業年度の代表として相互の連絡及び調整を行う。

第5章 会議

第9条 役員会

- (1) 役員会は会長、副会長、理事、会計監査によって構成される。但し、顧問は会長の要請によって出席する事が出来る。
- (2) 役員会は随時会長が招集する。役員会の議長は会長又は会長の委任により福会長が務めるものとする。
- (3) 役員会は次の事項を承認又は議決処理する。
 - ① 総会に提出すべき協議事項。
 - ② 予算外の新たな義務の負担、権利の放棄及び長期借入金並びに支出。
 - ③ 役員を選出。
 - ④ 入会者の承認。
 - ⑤ 収支予算の議決、収支決算の承認。
 - ⑥ 会則変更の議決。
 - ⑦ 前号のほか、臨時急施を要する事項で総会に付議する余裕のない事項。

第10条 総会

- (1) 定期総会は毎年1回原則として9月に開催する。
- (2) 定期総会には次の事項を提出してその承認及び議決を得なければならない。
 - ① 事業計画及び収支予算。
 - ② 事業報告及び決算報告。
 - ③ 役員を選出。
 - ④ その他、役員会において必要と認めた事項。
- (3) 臨時総会は役員会で必要と認めた時開催することが出来る。

第11条 幹事会必要に応じて会長が召集し、会務の執行について協議する。幹事会の運営細則は別途設ける

第6章 資産及び会計

第12条 本会の資産は次の通りである。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第13条 本会の資産は会長が管理する。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更

第15条 本会会則の変更は総会において、出席者の過半数の議決を必要とする。

第8章 付則

第16条 本会の事業に関し、特に功労が著しいと認められた会員は役員の議決でこれを表彰することが出来る。

第17条 本会会則に反し本会の名誉を毀損した会員は役員会の議決に基づき本会より除名することがある。

第18条 この会の慶弔規定は別に定める。

第19条 この会則施行についての細則は役員会において別に定める。